

# 評価細目の第三者評価結果

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### Ⅰ－１ 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ－１－（１）－① 理念が明文化されている。	a	
Ⅰ－１－（１）－② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	
Ⅰ－１－（２） 理念や基本方針が周知されている。		
Ⅰ－１－（２）－① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	
Ⅰ－１－（２）－② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	

### Ⅰ－２ 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－２－（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ－２－（１）－① 中・長期計画が策定されている。	a	
Ⅰ－２－（１）－② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	
Ⅰ－２－（２） 事業計画が適切に策定されている。		
Ⅰ－２－（２）－① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a	
Ⅰ－２－（２）－② 事業計画が職員に周知されている。	a	
Ⅰ－２－（２）－③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a	
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	

評価対象II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a	
II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a	

Ⅱ－２ 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	
Ⅱ－２－（１）－② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a	
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	
Ⅱ－２－（２）－② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a	
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ－２－（３）－① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	
Ⅱ－２－（３）－② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a	
Ⅱ－２－（３）－③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a	
Ⅱ－２－（４） 実習生の受け入れが適切に行われている。		
Ⅱ－２－（４）－① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	

Ⅱ－３ 安全管理

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－３－（１） 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ－３－（１）－① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	
Ⅱ－３－（１）－② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a	
Ⅱ－３－（１）－③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a	

Ⅱ－４ 地域との交流と連携

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域とのかわりを大切にしている。	a	
Ⅱ－４－（１）－② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	
Ⅱ－４－（１）－③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a	
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ－４－（２）－① 必要な社会資源を明確にしている。	a	
Ⅱ－４－（２）－② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	

Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	
Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	業務にあたって必要な内容などは保育実施要領として整理し全職員に配布しており、保育実施要領は事務室にも常備され、全職員がいつでも確認できるように配慮されている。守るべき倫理や規範などは保育所職員ハンドブックの書面に取りまとめられており、職員として気をつけたい言葉と態度などの共有に努めている。職員会議や月ごとにテーマを決めた自主学習会でアレルギーや感染症、おう吐処理への対応などを進めている。この他、保育所内研修やAED講習など、子どもたちの安心と安全に繋がる取組みを行っている。
Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	子どもたちのプライバシー保護については、マニュアルや保育実施要領の中に明示しており、全職員が周知・共通理解をしている。保育所職員ハンドブックを用いて読み合わせを行うなど、職員としての情報の守秘義務についての共通認識を高めている。また、子どもたちの個人記録・資料（児童票等）はファイルで管理し、事務室の鍵のかかる書棚に保管している。
Ⅲ－１－（２） 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ－１－（２）－① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a	保護者の意向や要望等を把握するため、親子遠足、夏祭り、運動会などの行事毎にアンケートを行い、結果を保護者に周知して次年度の行事内容に反映させている。年3回のクラス懇談会、個別懇談会、保育参加を通じて把握した意見や要望などは職員会議を通じて共有し、保育活動の改善・工夫に繋げている。また、保護者の要望等には対応できることについてはできるだけ迅速に取り組むように努め、保育所内への掲示や懇談会などを通じて保護者に向けて伝えている。

Ⅲ－１－（３） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
<p>Ⅲ－１－（３）－① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では保護者とのコミュニケーションを大切にしており、送迎時の保護者との会話や気軽に相談に応じることができるように日頃からのコミュニケーションに心がけている。必要に応じて保育参加等の機会に、保護者からの相談を受けるなどの対応を行っている。保護者の意向などはクラス懇談会と個別懇談、行事後のアンケート、日々の会話などから把握している。職員会議などで検討を行い、保育所たより・クラスたよりで報告するとともに掲示をして周知を図っている。また、保護者が意見などを出し易いように、保育所内にご意見箱を設置している。</p>
<p>Ⅲ－１－（３）－② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所のしおりの中に「ご意見・ご要望について」の記載を明示し、意見の提出方法、苦情受付担当者・解決責任者・解決総括責任者・市で委託している第三者委員を記載して周知している。また、ご意見・ご要望の受付については、所内の掲示板でも広報している。苦情対応については、市保育課と連携を取り、職員間で対応策を話し合い、解決できるようにしている。</p>
<p>Ⅲ－１－（３）－③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者から寄せられたご意見・ご要望については、朝礼や職員会議で共有し検討を行い、担任や所長が保護者と速やかに話し合い、できるものは迅速に対応するように努めている。保護者会からの提案や申し出なども受け付けており、建物の雨漏り対策や駐輪場のマークの明示、駐車場への対応などを行っている。</p>

Ⅲ－２ サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－２－（１） 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ－２－（１）－① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	<p>保育の計画は保育課程を基に、年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画、個別計画が立案されている。年間指導計画は年２回職員会議で評価・反省を行い、月間指導計画や週間指導計画、個別計画の評価・反省はクラスで話し合ったり、計画立案者が個別に評価・反省をしている。週間指導計画は毎週行われる週案会議で実施計画を評価しながら、翌週のクラス体制を確認し、計画の内容が年齢や発達に応じたものになっているのかを話し合い決定している。また、自主点検表（処遇）を用いて年度ごとに保育活動の状況を確認して保育の質向上に活かしている。所長を中心にしたメンバーが各保育所を回り、運営や保育の状態を調査したり、保育所独自でも自己評価をおり、社会福祉施設一般監査の自主点検を行い、評価を行う体制を整備している。保護者参加の行事の後には保護者アンケートを取り、結果をとりまとめて保護者に返している。</p>
Ⅲ－２－（１）－② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a	<p>年間指導計画は年２回、前期と後期に分けてクラスでの評価・反省を踏まえ、職員会議で検討を行い次年度に活かしている。保護者参加の行事の実施後にはアンケートを行い、感想や意見をまとめ、職員会議で問題点や課題などを話し合い改善につなげ、その後の保育活動などに反映させている。行事のアンケートの結果は集計して保護者に配布しており、必要に応じて改善策などを伝えている。</p>
Ⅲ－２－（２） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ－２－（２）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	<p>市で作成した保育実施要領、保育所職員ハンドブック、職務分担表などが文章化され、全員に配布されている。早遅当番の仕事などの園独自のマニュアルは年度初めの職員会議で確認している。保育士の心構えのマニュアルがあり、年度の初めに職員会議で読み合わせをしたり、年１回５月に行われる時間外職員の打ち合わせの時に資料を配布して心構えを伝えている。</p>
Ⅲ－２－（２）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<p>保育課程は年度末の職員会議で見直しを行い確認をしている。年間指導計画は年２回前期と後期に分けて職員会議で見直しが行われ、改善点は年度の後半や翌年度の計画立案時に反映させている。保育所のしおりは年度末の職員会議で見直し改善を行い、次年度に活かしている。保育実施要領は所長会の保育運営部会で毎年見直しを行い、必要に応じて改訂版を配布している。</p>

Ⅲ－２－（３） サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	児童票、個別計画と記録、週間指導計画と実施内容の記録、健康連絡ノートなどは、定められた様式に一人ひとりの子どもの姿や保育の援助、配慮、実践内容や課題が記録されている。毎月の子どもの成長発達の様子は、成長の記録に、記入ポイントに基づき担任が記録している。子どもの健康に関する状況は年２回行われる内科健診や歯科検診で健康の記録や歯科検診表に記録されている。毎月行われる身体計測結果は発達の記録用紙に記録され、保護者に伝えられている。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	子どもの成長の記録・健康の記録・歯科検診表・成育歴などの個人情報に関する記録は個別にファイルされ、クラス毎に事務所の鍵付きの書棚に厳重に保管されている。必要に応じて職員が鍵を開けて、遅番が書棚の鍵を閉めることになっている。ファイル基準表に基づき保管し、保存期限後は廃棄を徹底している。子どものプライバシーや個人情報に関するマニュアルは保育実施要領に明記され、全職員に周知されている。
Ⅲ－２－（３）－③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	毎日の家庭での子どもの様子は連絡帳や保護者から口頭で聞いた様子は早遅引き継ぎ簿に記入されている。８時２０分から行われる朝礼では前日の遅番での情報や早番での情報は職員に伝達されたり、クラスの出席簿に記入されている。職員会議や週案会議の中で個別の子どもの状況などが話され、職員間で共有している。朝礼や職員会議、週案会議に参加できなかった職員は記録を確認することになっているが、確認したかどうかのしくみを作り、より情報の共有化を図ることも期待したい。

Ⅲ－３ サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－３－（１） サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ－３－（１）－① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	市の広報誌やホームページで園の概要などの情報を公表している。保育目標やディリープログラム、年間行事予定などが掲載されているイラスト入りの三つ折りのパンフレットを作成している。このパンフレットは見学者に渡され所長が説明をしている。
Ⅲ－３－（１）－② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	入所の説明会を３月上旬の土曜日に行い、入園のしおりを基に保育所の理念や保育方針などを所長が説明をしている。子どもの成育歴などの個別の聞き取りは所長、副所長、看護師、主査で行っている。保育所のしおりに基づくサービス内容の詳細な説明に対して、保護者から説明内容に関する同意を得る仕組みの検討を進める予定である。
Ⅲ－３－（２） サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ－３－（２）－① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	公立保育所に対する転園の場合には個人記録や健康記録などの原本を引き継ぎ、市内私立保育所にはコピーしたものを渡して継続した支援ができるようにしている。家庭保育に変更になった場合には、特別の働きかけはないが、卒園児には行事へのお誘いの案内を配布している。



Ⅲ－４ サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－４－（１） 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ－４－（１）－① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	入所の申込みの時に保育課で面接が行われ、保育台帳に登録している。保育所では家庭状況・成育歴・健康診断書・予防接種・感染症一覧表・緊急連絡先などの他に、0歳児は家庭での時系列での過ごし方、授乳や食事、睡眠などの様子を記入して提出してもらい、子どもの生活や個別の状況を把握している。年間指導計画や月間や週間指導計画、個別の指導計画が立案され、子どもの姿を見ながら課題を見出し実践に繋げ、評価・反省を行い次の計画に活かしている。
Ⅲ－４－（２） 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－４－（２）－① サービス実施計画を適切に策定している。	a	年間指導計画はクラス毎に保育課程を踏まえ作成し、年度の初めの職員会議で昨年度の様子や子どもの年齢や発達を踏まえたものになっているのを確認して、必要に応じ修正を行っている。年度の途中と年度末に評価・反省を行い、後半と次年度に反映できるようにしている。月間指導計画はクラスで立案し、所長に提出している。週間指導計画は毎週行われる週案会議で、クラスから出された計画内容が検討されている。年間行事は年度の初めには計画を立て、保護者に知らされている。行事毎に反省や保護者からアンケートを回収し、次年度の取り組みに活かしている。
Ⅲ－４－（２）－② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	保育課程は年度末に、年間指導計画は年2回前期と後期に分け職員会議で評価・反省を行い、必要に応じ見直しをしている。行事は行事の終了ごとに保護者からのアンケートを参考にしながら評価・反省を行い、次年度の内容検討や企画立案に活かしている。月間・週間・個別の指導計画は担任が自己評価を行い見直しをして、月や週単位で所長に提出している。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	市立保育所の理念や保育所の保育目標に基づき、恵まれた自然環境の中で、子どもがのびのびと成長できるように子どもの年齢や育ちを踏まえた保育課程を編成している。毎年、年度の途中と年度末には職員会議でクラス別に保育活動の振り返りを行うと同時に、保育課程の見直しをしている。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	0歳児の保育室は朝は用務員、昼と夕方は担任が清掃を行い清潔にし、壁の角にクッション材をつけたり、床にゴザを敷くなどして安全な場所を提供して、子どもたちが安心して過ごせるようにしている。おむつの交換時には衛生に配慮して個人用のバスタオルを使い、たくさん話しかけるなど気持ちに寄り添ったかわりを心がけている。絵本を1冊ずつネットに入れて表紙が見えるように置くなど、子どもが興味を持てるように工夫している。今週の保育活動の予定とデイリープログラムが掲示され、子どもの活動の様子を写真入りで掲示・紹介して、わかりやすく伝わるように工夫している。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	週のクラスの計画をボードに記入したり、子どもの様子や連絡事項を掲示するなど、子どもの保育所での様子が連絡帳以外でもわかるように配慮している。着脱の際の棚を用意し、羞恥心に配慮した取り組みをしている。子どもたちがゆったりと遊ぶ場所が園舎の前にあり、ペットポトルを0歳～2歳児用の砂場の周りに置くなど、安心して遊ぶ環境が工夫されている。保育課程は全年齢、養護と教育に分かれて立案されており、1・2歳児の年間指導計画は内容が養護・生活・遊び・環境・食育の項目になっている。子どもの成長は生活や遊び、環境の中で育まれていくため、保育課程との連続性が反映される計画内容になるよう検討を期待したい。
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	クラスの活動は、毎週行われる週案会議で提案された5領域の内容を検討をし、週間指導計画で実践されている。クラスの判断で子どもが自由に遊べるようままとコーナーを作るなど、工夫された環境にしている。毎週月曜日と水曜日に歌集会があり、月の歌や手遊びをして楽しんだり、水曜日には集会の後リズム遊びやわらべうたを計画して全身を動かすことを通して、バランスの取れた身体づくりに取り組んでいる。5歳児は秋以降に小さいクラスに着替えなどのお手伝いに行くなど、大きい年齢を自覚できる活動も行われている。

<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>市の子育て目安「3つのめばえ」の目標を基に、接続期プログラムが作成され、それに基づき園独自のアプローチカリキュラムが作成されており、発達の連続性をとらえた保育を行っている。運動会のプログラムや生活科の授業に参加したり、小学生が町探検で保育所を訪問するなどの交流も行われている。カルタやトランプ、お話作りなどの保育活動を通して自然な形で文字や数に興味をもち認識できるようにしている。退職した校長が月1回巡回して保護者の相談を受け付けたり、学校に向けての心構えを保護者向けに講話する機会を提供している。</p>
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育</p>		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>各保育室が食事の後は睡眠の場になるので、保育室は空間を開け安心して眠れる環境をつくるようにしている。年長児は食事が終わると保育室を兼ねたホールを往復10回の雑巾がけをすることを通して、身体づくりに取り組んでいる。また、年長児は午睡の場所がホールと決められているわけではないことから、話し合いやその日の状況で自由に自分の布団を持って移動するなど、選択をする機会がある。各保育室には季節の装飾をしたり、子どもの作品を展示するなどの工夫をしている。保育室にはおもちゃや絵本が置かれ、子どもが楽しく遊ぶ環境を作ろうとしているが、保育室の空間的な余裕を活かした遊びのコーナー、絵本コーナーの常設や設置場所の工夫などの検討も期待したい。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>基本的な生活習慣が身につくよう、個別の指導計画が作成され、個人差に配慮し自分でやろうとする気持ちを大切にされた保育を行っている。戸外から帰った時の手洗いや食事前のあいさつ、3歳から箸に移行する働きかけ、6月には3歳児以上がブラッシングの指導を受け、年長児はその後から食後に歯ブラシを使うなど、子どもの発達に沿った生活習慣が身につく活動が行われている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>各クラスはおもちゃを棚に並べたり、絵本を自由に取り出して遊べるようになっている。運動会に向けて子どもの作品を旗にしたり、年長児は鉄棒や跳び箱に取り組み、クラスで協力してポスターを作り園舎の柵に外向けに貼ったりしている。夏祭りでソーラン節を踊ることを話し合って決め、それに使う大漁旗を和紙を貼って作るなど、協同的な活動に取り組む機会をつくり、子どもが楽しんで取り組める保育環境が整備されている。異年齢で散歩に出かけたり、朝夕の活動の中で担任以外の職員とふれ合ったり、行事の会食を楽しむなどの交流やふれあいを大事にした機会をつくっている。</p>

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>晴れた日には戸外で遊ぶ保育活動を大事にし、週1回は散歩に出かけている。散歩先には牧場もあり、牛やロバ、豚に出会うことができたり、秋の散歩ではバッタを捕まえたり、ドングリや松ぼっくりを拾ったり、水車を見たりカモに餌をやることを楽しみに出掛け、自然の中でたくさん遊ぶことができている。散歩先で取ったドジョウやカタツムリ、カブトムシを飼育しその虫について本で調べたり、近隣の農家に芋ほりに出掛け収穫した芋を洗って、芋ごはんにして給食で食べることを楽しんでいる。5歳児は園舎の隣にある畑で大根やジャガイモ、トマトキュウリなどの野菜を育て、それを給食で食べたり、お米を苗から育て収穫したものをおにぎりにして食べるなど、食への関心が広がる取り組みが行われている。散歩で消防署に行き、働く人の姿を見る機会もつくっている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>紙芝居や絵本の読み聞かせをクラス毎に毎日行っている。ロッカーの上に貸し出し用の絵本を並べ、親子で絵本を読み、触れる機会を大事にしている。新しい絵本が入ると紹介するなど、保護者に絵本に関心を持ってもらう働きかけをしている。月1回ボランティアによるおはなし会が、乳児向けと幼児向けと年齢に合った内容で開催されている。拾ってきた落ち葉を使って和紙に写し絵をしたり、太鼓のリズムに乗ってソーラン節を踊るなど様々な表現活動に取り組んでいる。</p>
<p>A-1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a</p>	<p>日々の保育実践の振り返りは、週間指導計画と実施内容の記録で評価・反省をしている。月や週の指導計画の評価・反省はクラスの担当者が自己評価をした内容を記録し所長に提出している。年間指導計画は前期と後期の年2回クラスで振り返った内容を基に、職員会議で評価・反省を行い、次年度に活かしている。年1回行われる面接評価シートで自己評価を行っている。各種研修や指名研修、保育内容別研修会に参加することで保育活動の向上に繋げている。</p>

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	a	<p>一人ひとりの家庭での子どもの様子を乳児は連絡帳、幼児は健康連絡ノートで把握している。保育所での様子は日常の保育の営みの中で成長や発達の様子を把握し、個別の計画を毎月作成して、気持ちに寄り添った保育ができるようにしている。家庭状況も含め気になる子の場合には職員会議の中でケース検討をしている。毎日の保育活動の様子を掲示して保護者に知らせると共に、保育の実施内容に記録されている。実施内容の記録はクラス全体の子どもの状況の記録に留まっていることから、保育活動の中での個々の子どもの変化を記述するなどの検討や、年間指導計画と個別の指導計画の連続性の検討を期待したい。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	a	<p>配慮が必要な子どもの保育にあたっては、個々の子どもの発達状況に合わせた保育ができるように配慮している。巡回心理相談やOT指導を受け、具体的な支援の記録として支援方針や保育所での役割分担を明記し、園全体で丁寧なかかわりができるように工夫してる。通院中の専門機関との連絡を取ったり、障害についての園内での自主学習会を開催するなどして、職員間で統一した配慮ができるようにしている。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。</p>	a	<p>長時間保育を実施する際には時間外の職員と臨時職員が対応している。早番と遅番はホールで行われ、特に夕方は5時から幼児がホールでの保育となり、その後乳児が合流して保育が行われている。必要に応じて水分補給ができるようにしている。ホールは広いため、押入れ側の一角で保育が行われ、ゴザを敷いてテーブルをだし棚に並んだおもちゃなど、好きな遊びでゆっくり過ごすことができるように工夫している。時間外保育日誌で朝は8時30分の子ども的人数、夕方は5時と6時31分時点の子ども的人数を把握することになっている。延長時間も保育の一環として、保育内容や全体的な子どもの様子などを記録する方法の検討を期待したい。</p>

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>入所時に記入してもらった既往歴や健康の記録などを活用し健康管理をするとともに、日常では家庭で記入してもらった乳児は連絡ノート・幼児は健康連絡ノート、保護者からの口頭の連絡や視診で把握している。年2回行われる内科健診や歯科検診、毎月行われる身体計測を健康の記録・歯科検診表・発達の記録用紙に記録し、把握している。健診や測定の結果は結果用紙で保護者に伝えられている。日々の子どもの体調の変化には必要に応じ離乳食にしたり、牛乳を麦茶にするなど柔軟に対応している。感染症が発症した時にはクラスの入り口に掲示し、感染の拡大防止に努めている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>七夕・お楽しみ会・お別れ会などの行事の時にホールで異年齢での会食を楽しむ機会を提供している。お月見の時には、年長児が団子づくり飾っている。畑で採れた野菜を給食に取り入れたり、行事の会食の時には盛り付けや野菜の型抜きをして目からも楽しめるような工夫があり、子どもが食べたくなるような取り組みがある。年長児は手作りのランチョマットを使ったり、花を飾るなど雰囲気大切にしている。グループでの会食やテラスを使った昼食、年齢の異なるクラスとの食事など、様々な機会を使って食事を楽しむことができるように配慮している。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>毎月市内の保育所の給食調理師が参加して行われる給食研究会が開催され、献立内容の検討が行われている。子どもの喫食状況や味付けや量などの感想や意見は0歳児用、1・2歳児用、3～5歳児用の給食感想（意見）の用紙を園独自で作成し、クラス順に毎日記入され、市で行われる給食研究会の献立作成に反映している。毎日の給食では子どもの体調や喫食状況の情報を交換して、味付けや量などの調理方法に反映し、盛り付けなどに工夫がなされて提供されている。月別の食材の産地表示をしたり、給食の食材が3大栄養素のどこに該当するかの表示を給食調理師が行い、給食室前に掲示している。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>全ての子どもを対象に行われる年2回の内科健診や歯科検診の結果は健康の記録や歯科検診表に記録され、検診のお知らせの用紙で結果を保護者に知らせている。身体計測は乳児は毎月、幼児は隔月に実施し、発達の記録に記録されている。3歳児～5歳児対象にブラッシングの指導を受け、年長児が毎日歯磨きをしたり、乳児は食後に麦茶を飲むようにするなど、口腔の衛生に関心を持てるように意識を高める取り組みをしている。</p>

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>入所時に食物アレルギーなどの疾患に関する情報を把握し、医師の指示のもとに実施している。毎月1回保護者を交えてアレルギー献立会議を行い、除去の実施内容を確認している。アレルギー食提供の際は、名前の付いたトレーを使い、調理より受け取りの時に内容の報告があり、クラスでは誤食の防ぐためにテーブルの場所を決め配膳をして、保育者が必ず側につくようにしている。また、エビペンの取り扱いマニュアルを準備して全職員で万が一に備えた行動につながる対応を進めている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>衛生管理マニュアルがあり、調理・手洗いの手順などの調理作業における点検や調理器具・設備に関する作業終了時の点検、個別の健康状態や服装・身だしなみなどの衛生管理表で毎日点検をしている。清掃点検は毎週行い、食中毒の発生の予防・管理を徹底している。園舎内の安全点検チェック表があり、毎朝早番が調理室を含め点検し安全に配慮している。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	a	<p>毎月の献立予定表や離乳食献立表、市の給食研究会発行の給食だよりを保護者に配布している。毎日家庭と行き来する健康連絡ノートには家庭での食事の内容が記入され、子どもの食の内容が把握できるようになっており、保育参加に合わせて給食と一緒に食べてもらい、味付けや刻みなどの内容を知ってもらっている。その日に食べた給食のサンプルは玄関を入ったところに掲示され、調理室の工夫なども添えられている。このサンプルは保護者が日常的に出入りしている場所とは離れたところにあることから、展示する場所が送り迎えの動線に入る場所になるようにするなどの検討も望まれる。クラス毎の畑の収穫の様子や収穫したの物を食材にして食べる様子などをクラス便りに載せるなど、食に関心を持つ取り組みが家庭にも知らされている。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	a	<p>送迎時に子どもの様子を口頭で丁寧に伝えたり、連絡ノートを通して伝えるなど、日常的なコミュニケーションを大事にしている。保護者からの相談には、意見・要望等の受付書に記録して対応したり、連絡ノートで日頃の悩みや相談に応じて、気持ちに寄り添った対応を心がけている。クラス懇談会を年3回行い、子どもの様子を話し合ったり、保育参加で給食の試食をする機会をもったり、日々の活動内容を手書きで掲示にして知らせるなど、保育所での子どもの様子を見たり伝えたりする機会をもっている。</p>
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。</p>	a	<p>毎月保育所たよりを発行し、月の目標や歌、行事の予定を知らせている。年に3回のクラス別懇談会があり、年度の初めにはクラスの保育の保育目標を年齢の発達を踏まえ伝えている。保護者の都合のいい時に応じることができる保育参観や保育参加を呼びかけ、保育への理解を深めてもらえるようにしている。懇談会の中で絵本の読み聞かせの勉強会を設けるなどして、子どもの育ちの理解を深める取り組みをしている。懇談会の欠席者にはレジメを渡して説明をし、保育内容への理解をしてもらう働きかけをしている。</p>
<p>A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	a	<p>市としての虐待対応マニュアルが整備されており、それに基づいて対応している。子どもや保護者の変化には十分注意しながら、担任からの情報も得て保育にあたっている。虐待が疑われるような場合には保育課に連絡を取っている。週案会議の中で、虐待対応ハンドブックを読み合わせるなどの学ぶ機会を持ち、早期発見と予防に努めている。</p>